

TMI 総合法律事務所

中国最新法令情報

- 2023年5月号 -

皆様には、日頃より弊事務所へのご厚情を賜り誠にありがとうございます。

お客様の中国ビジネスのご参考までに、「中国最新法令情報」をお届けします。記事の内容やテーマについてご要望やご質問がございましたら、ご遠慮なく弊事務所へご連絡下さい。

— 目次 —

I. 最新法令情報（2023年4月中旬～2023年5月中旬）

- 知的財産事件の取扱いに関する人民検察院の業務指針
- 薬品基準管理弁法（意見募集稿）

II. 今月の中国関連ブログ記事

- 最高人民法院が2022年10大知財事件を公表～その1～
- 明細書の直接的な記載に基づかない補正が許された事例

III. 中国法務の現場より

「二陽（2度目の新型コロナウイルス感染）」

IV. バックナンバー

- ◆ 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、個別の案件に適用可能な具体的な法的アドバイスを含まものではありません。
- ◆ ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、本ニュースレター末尾記載の連絡先までご連絡をいただきますようお願い致します。

I. 最新法令情報（2023年4月中旬～2023年5月中旬）

◆ 知的財産事件の取扱いに関する人民検察院の業務指針¹

最高人民検察院 2023年4月26日公表

1. はじめに

中国国家インターネット情報弁公室が発表した「デジタル中国建設発展報告（2022年）²」によると、2022年の中国のデジタル経済規模は、人民元50.2兆元に達し、GDPに占める割合は、41.5%に達し、アメリカに次ぐ世界第二位となっている。ICT技術をはじめとする、科学技術の急速な進展という背景のもとで、知的財産権関連産業のデジタル化における浸透率の上昇は、権利主体や顧客の多様化、知的財産類型の増加、利用・流通形態等の急激な変化をもたらした。

知的財産権が経済発展を駆動している一方、知的財産権関連紛争の数も持続的に増加しており、特に係争対象となる著作物は、伝統的な書面作品や録音録画に限らず、ライブ配信、ショートムービーなどの伝達形式が絶えず登場し、インターネットの利用による大量の紛争が発生している。また、知的財産権及びその関連権益は、市場競争における重要な一環となっているところ、近時の事例から見ると、知的財産権に関連する不正競争事件も増えている。

上記の背景のもとで、知的財産権に対する司法保護の能力とレベルを向上させるために、2023年4月26日、最高人民検察院は、「知的財産事件の取扱いに関する人民検察院の業務指針」（以下「業務指針」という。）を公表した。業務指針は、従来の実務経験を纏めたうえで、知的財産権刑事事件、民事・行政訴訟監督事件及び公益訴訟事件の取扱いなどについてそれぞれ規定する。以下、業務指針の主な内容を紹介する。

2. 要点

(1) 総則

ア 適用対象

業務指針の適用対象となる知的財産権事件は、主に知的財産権侵害刑事事件、知的財産権民事訴訟監督事件、知的財産権行政訴訟監督事件、知的財産権公益訴訟事件が含まれる³。

イ 人民検察院の職能履行方式

人民検察院は、知的財産権に対する総合検察職能履行の機能を十分に発揮し、審査逮捕、審査起訴などの方式で、知的財産権の刑事検察職能を履行する。控訴、検察提案などの方式で、知的財産権民事訴訟と行政訴訟活動への法律監督を実施する。検察意見の提出、訴訟提起と起訴サポートなどの方式で、知的財産権公益訴訟の検察職能を履行する⁴。

ウ 専門家の参加

人民検察院が知的財産権事件を取り扱う場合、事件中の専門性の高い問題を解決するために、法によって専門知識を有する者を募集し、又は相応の資格を有する検察技術者を指定し、それらの検察技術者の意見を聴取することができる。かかる事件の所管部門及び検察官は、審査を受けた

¹「人民検察院办理知识产权事件工作指引」

²「数字中国发展报告（2022年）」

³業務指針第4条

⁴業務指針第5条

検察技術者により提出された意見を、証拠運用への判断、関連した決定事項の根拠とすることができる⁵。

エ 秘密情報の取扱い

人民検察院は知的財産権事件を取り扱い、国家秘密、商業秘密、個人のプライバシー又はその他の秘密保持が必要となる場合、職権又は当事者、弁護士、訴訟代理人、その他の利害関係者の書面申請により、訴訟参加者に対し秘密保持承諾書に署名するよう要求すること、秘密情報に対する技術処理を行うことなどに必要な秘密保持措置を採用することを審査・決定する⁶。

(2) 知的財産権刑事訴訟監督事件の取扱い

知的財産権刑事事件においては、刑事責任と民事責任・行政責任との相互関係及び関連する取扱手順が注目されている。

業務指針第 18 条によると、人民検察院は、知的財産権刑事事件を取り扱っている過程において、当該知的財産権刑事事件が、人民法院が審理している民事・行政事件又は人民検察院が取り扱っている民事・行政訴訟監督事件と同一の事実に基づくこと、又は関連する関係が存在していることを発見し、又は当該知的財産権刑事事件の取扱結果が他の事件の審理若しくは取扱結果を根拠とする場合、速やかに当該刑事事件の受理状況を関連する人民法院、人民検察院に通知しなければならない。

(3) 知的財産権民事訴訟監督事件の取扱い

業務指針第 26 条によると、知的財産権民事訴訟監督事件の範囲は、以下のとおりである。

- 著作権、商標権、特許権、植物新品種権、集積回路配置図設計専有権、企業名称（商号）権、特殊標識専有権、インターネットドメイン名、知的財産権等を侵害していないことへの確認に関する知的財産権の権利帰属、権利侵害紛争事件
- 著作権、商標、特許、植物新品種、集積回路配置図設計、商業秘密、インターネットドメイン名、企業名称（商号）、特殊標識、技術契約、特許経営等の知的財産権契約に関する紛争事件
- 模倣、商業賄賂、虚偽宣伝、商業秘密の侵害、商業誹謗等の不正競争紛争事件
- 独占契約、市場支配地位の濫用、企業結合等に関する独占紛争事件
- その他の知的財産権に関する民事事件

また、業務指針第 30 条～第 34 条によると、各知的財産権民事訴訟監督事件の審査要点は、以下のとおりである。

事件類型	審査要点
著作権侵害民事訴訟監督事件	<ul style="list-style-type: none"> • 申請人の監督申請請求 • 紛争要点 • 訴訟事由 • 主体適格の有無 • 著作権の権利基礎及び範囲 • 係争権利侵害行為 • 実質的類似に該当するか否か

⁵ 業務指針第 7 条

⁶ 業務指針第 9 条

事件類型	審査要点
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 抗弁事由が成立するか否か ・ 被告による民事責任の負担の形式など
商標権侵害民事訴訟監督事件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請人の監督申請請求 ・ 紛争要点 ・ 審査主体が登録商標専用権者又は利害関係者であるか否か ・ 登録商標の保護範囲 ・ 係争権利侵害行為 ・ 混同又は誤解を招きやすいか否か ・ 抗弁事由が成立するか否か ・ 被告による民事責任の負担の形式など
特許権侵害民事訴訟監督事件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請人の監督申請請求 ・ 紛争要点 ・ 審査訴訟の特許類型 ・ 特許権者又は利害関係者であるか否か ・ 特許権の保護範囲 ・ 係争権利侵害行為 ・ 特許権の保護範囲に入るか否か ・ 抗弁事由が成立するか否か ・ 被告による民事責任の負担の形式など
不当競争民事訴訟監督事件	申請人の監督申請請求、紛争要点に基づき、不正競争防止法と特許法、商標法、著作権法等の法律規定との関係、及び不正競争防止法総則第二条と第二章との関係を正確に理解し、不正競争防止法の関連規定により審査を行う。
知的財産契約に関わる民事訴訟監督事件	申請人の監督申請請求、紛争要点に基づき、契約に定める知的財産権の権利帰属、契約効力、契約約定、履行行為、契約無効の締結過失、違約行為、違約責任、契約解除等を審査する。

(3) 知的財産権行政訴訟監督事件の取扱い

業務指針第 35 条によると、人民法院が発効裁判又は調停書を作成した行政訴訟事件で、以下のいずれかに該当する場合、知的財産権行政訴訟監督事件に該当する。

- 各関係行政機関による著作権、商標、特許、不正競争及び独占行政行為に関する事件
- 関係する国務院部門による特許、商標、植物新品種、集積回路配置図設計等の知的財産権授權について確認する行政行為に関する事件
- 関係する国務院部門による特許、植物新品種、集積回路配置図設計の強制許諾決定及び強制許諾使用料又は報酬の裁決に関する事件
- その他の知的財産権行政訴訟事件

また、上記知的財産権行政訴訟監督事件の審査要点について、業務指針第 36 条は、申請人の監督申請請求、紛争要点に基づき、「人民検察院行政訴訟監督規則⁷⁾」第 36 条に規定する状況及び発見されたその他の違法状況により、係争行政行為がなされたとき的事实、法律法規等を総合的に考慮したうえ、行政訴訟活動に対して全面的な審査を行わなければならないと定めている。

⁷⁾「人民検察院行政訴訟監督規則」

◆ 薬品基準管理弁法（意見募集稿）⁸

国家薬品監督管理総局 2023年5月5日公表

1. はじめに

2022年12月、国家薬品監督管理局は、「薬品基準管理弁法（意見募集稿）」（以下「**第一次意見募集稿**」という。）を公表した。2023年1月から4月まで、国家薬品監督管理局は、関連する薬品企業、研究開発機構、業界協会、専門家及び政府機関を組織し座談会を開き、意見と提案を聴取した。また、関連する政府機関、直属団体と専門家を組織して草案の改正会議と実地調査を行い、募集された意見を逐条研究したうえで、今回の「薬品基準管理弁法（意見募集稿）」（以下「**弁法**」という。）と起草説明を制定した。

起草説明によると、第一次意見募集稿の構成に大きな変更があったため、再び公衆向けの意見募集を行う必要があるということである。

本弁法は7章55条から構成されており、総則、各方面の職責、国家薬品基準、薬品登録基準、省級漢方薬基準、監督管理体制及び附則に分けられている。以下、同弁法の内容を紹介する。

2. 要点

(1) 適用対象⁹

本弁法に定める「薬品基準」とは、薬物自体の理化学と生物学特性に基づき、出所、処方、製法と輸送、貯蔵などの条件によって制定され、薬品品質が薬用要求に達するかを検査し、かつその品質が安定・均一であるかを評価する技術要求をいう¹⁰。

本弁法の適用対象は、国家薬品基準、薬品登録基準と省級漢方薬基準である。

ア 国家薬品基準

国家薬品基準は、国務院薬品監督管理部門により公表される「中華人民共和国薬典」（以下「**中国薬典**」という。）と薬品基準である。「中国薬典」増補版は、それに対応する現行版「中国薬典」と同様な効力を持っている。

イ 薬品登録基準

薬品登録基準は、薬品登録申請者（以下「**申請者**」という。）により提出され、国務院薬品監督管理部門薬品審査評価センター（以下「**薬品審査評価センター**」という。）により査定され、国務院薬品監督管理部門が薬品上市許可又は補充申請を審査認可する時に、薬品上市許可保有者（以下「**保有者**」という。）に対して発行する品質基準である。

ウ 省級漢方薬基準

省級漢方薬基準は、省、自治区、直轄市人民政府の薬品監督管理部門（以下「**省級薬品監督管理部門**」という。）により制定された漢方薬材料基準、漢方煎じ薬製造規範と漢方薬処方顆粒基準を含む。

⁸ 「药品标准管理办法（征求意见稿）」

⁹ 弁法第2条

¹⁰ 弁法第50条

(2) 保有者の職責

本弁法第 8 条～第 14 条は、薬品基準管理に関わる保有者、国家部門、省級部門、薬典委員会、国家薬典委員会、検証機構、薬品審査評価センターを含む各関係者の職責を、それぞれ明確に規定している。

そのうち、保有者は、社会と科学技術の発展に伴い、製品に対する認知を向上させ、薬品登録基準を改善すべきと規定されている。国家薬品基準の制定・改正において、保有者の参加又は協力が必要となる場合、保有者はそれに協力しなければならない。

国家薬品基準が公表された後、保有者は、速やかにその製造薬品に適用される薬品基準に対して適用性評価を行い、評価結果に基づいて関連研究を展開したうえで、薬品上市後の変更管理の関連規定により、補充申請、届出又は報告書を提出し、かつ関連要求に基づいて実施しなければならない。

(3) 制定手続

ア 国家薬品基準

本弁法第 20 条～第 26 条によると、国家薬品基準は、起草、審査、公示、認可、公表という手順で制定・改正しなければならない。

- 起草：国家薬品基準の起草部門又は主導部門は、研究活動を組織し、関連技術資料を整理したうえで、国家薬品基準の草案を作成し、関連研究資料と併せて国家薬典委員会に提出する。
- 審査：国家薬典委員会は、専門委員会を国家薬品基準草案、基準物質及び関連資料に対して技術審査を行わせる。
- 公示：国家薬典委員会は、上記の審査意見と結論に基づき、国家薬品基準公示稿又は意見募集案を制定する。国家薬典委員会は、国家薬品基準公示稿を対外的に公示し、広く意見を求める。公示期間は、一般的に 1 ヶ月～3 ヶ月である。
- 認可・公表：国务院薬品監督管理部門は、国家薬事委員会により提出された薬品基準草案に対する審査認可を決定する。かかる薬品基準草案が認可された場合、「中国薬典」又は「国家薬品基準公表件」の形式で公表する。

新版「中国薬典」又はその他の国家薬品基準が公表された後、「中国薬典」又はその他の国家薬品基準を実施する場合、評価された薬品基準が、新たに公表された国家薬品基準の関連要求に適用しない場合、保有者は、関連する研究業務を展開し、薬品上市後の変更管理に関する規定に従い、薬品審査評価センターに補充申請を提出し、かつ十分な支持性証拠を提供しなければならない。薬品審査評価センターの審査を経て、その薬品登録基準が認可される¹¹。

下記のいずれかに該当する場合、その国家薬品基準は廃止しなければならない¹²。

- 国家薬品基準が公表・実施された後の同種の元国家薬品基準
- 上市許可終止の医薬品の国家薬品基準
- 薬品の安全性、有効性、品質把握可能性が国家薬品基準に適合しない国家薬品基準
- その他廃止すべき国家薬品基準

¹¹ 弁法第 28 条

¹² 弁法第 29 条

イ 薬品登録基準

原則として、薬品登録基準は「中国薬典」の通用技術要求に適合しなければならず、「中国薬典」の規定を下回ってはならない。出願登録品種の検査項目又は指標が「中国薬典」に適合しない場合、申請者は、十分な支持性データを提供しなければならない¹³。

申請手続について、申請者は、薬品上市許可登録申請又は薬品登録基準の変更に関する補充申請を行うとき、薬品登録基準の草案を提出する。薬品検査機構による基準の再審査、薬品審査評価センターによる基準認定を経て、国務院薬品監督管理部門は、薬品上市許可又は補充申請を審査認可するときに、保有者に対して発行する¹⁴。

新版「中国薬典」又はその他の国家薬品基準が公表された後、評価を受けた薬品登録基準に記載されている検査項目は、新たに公表された国家薬品基準の関連要求より多い若しくはこれと異なる場合、又は品質指標が新たに公表された国家薬品基準の関連要求より厳しい場合、保有者は、新たに公表された国家薬品基準の関連要求を実施したうえで、同時に登録基準に対応する項目と指標を実施しなければならない。それに反して、評価を受けた薬品登録基準に記載されている検査項目は、新たに公表された国家薬品基準の関連要求より低い場合、保有者は、関連研究を展開し、かつ薬品上市後の変更管理に関連する規定に従い、薬品審査評価センター又は省級薬品監督管理部門に対し補充申請、届出又は報告書を提出し、かつ関連要求により執行しなければならない¹⁵。

ウ 省級漢方薬基準

本弁法第 37 条と第 38 条により、省級薬品監督管理部門は、国家法令と関連管理規定などに基づき、省級漢方薬基準を制定し、かつ省級漢方薬基準の公表前にコンプライアンス審査を行う。また、省級漢方薬基準が公表されてから 30 日以内に、省級漢方薬基準公表書類、基準書類及び制定説明を国務院薬品監督管理部門に報告し、省級漢方薬基準に関する情報を適時に公布しなければならない。

(4) その他

上記以外について、本弁法は、薬品に関わる漢方薬、化学原料薬、医療機関製剤、補助材料・包装材料の基準管理の適用法令を明確に定めている。具体的には、以下のとおりである¹⁶。

基準管理	要求
漢方薬基準管理	<ul style="list-style-type: none"> 漢方薬基準管理に対する特殊な要求がある場合、漢方薬基準管理に関連する規定により実施する。 国務院薬品監督管理部門は、別途漢方薬基準管理の専門規定を制定する。
化学原料薬基準管理	<ul style="list-style-type: none"> 化学原料薬基準管理は、本弁法により実施する。
医療機関製剤基準管理	省級薬品監督管理部門が医療機関の製剤登録管理過程において承認した登録基準、伝統技術を応用することにより調製する漢方薬製剤の届出基準は、医療機関製剤登録と届出に関連する規定の要求に合致しなければならない。

¹³ 弁法第 30 条

¹⁴ 弁法第 31 条

¹⁵ 弁法第 34 条

¹⁶ 弁法第 51 条～第 54 条

基準管理	要求
補助材料・包装材料基準管理	<p>「中国薬典」における薬用補助材料、薬品に直接接触する包装材料と容器に関する基準の改正は、本弁法に定める国家薬品基準の関連規定を参照して実施する。薬用補助材料、薬品に直接接触する包装材料と容器に関する基準の実施は、関連する審査評価と薬品監督管理の関連規定に合致しなければならない。</p>

執筆担当：苗曉艷

II. 今月の中国関連ブログ記事

2023年5月にTMI総合法律事務所ウェブサイト上でブログ掲載した、中国関連の記事をご紹介します。タイトルをクリックしていただきますと、ブラウザにて該当記事を読むことができますので、本ニュースレターと合わせて、ご参考にしていただけますと幸いです。

最高人民法院が2022年10大知財事件を公表～その1～	
掲載日	2023年5月9日
概要	2023年4月20日に公表された、2022年の10大知財事件について紹介しています。
明細書の直接的な記載に基づかない補正が許された事例	
掲載日	2023年5月30日
概要	明細書の直接的な記載に基づかない補正が許された事例について紹介しています。

III. 中国法務の現場より

◆ 二陽（2度目の新型コロナウイルス感染）

最近、中国では、「二陽」（2度目のPCR検査陽性の略称で、新型コロナウイルスの一回目の感染から回復し、2度目に新型コロナウイルスを感染したことを指す。）が話題になっている。

昨年12月7日に、感染者・濃厚接触者の強制隔離政策が大幅に調整され、ゼロコロナ政策の事実上の放棄がなされ、それから1か月ほどの間に、全国で爆発的な感染が拡大し、比較的大きな混乱が見られた後、多くの人々がいつか再感染のピークが来ることを心配して日常を過ごす中、生活と仕事はほぼ正常に戻った。2023年メーデーの連休期間は、旅行者数が急増し、中国文化観光部が発表した休日旅行データによると、今年のメーデー連休中、国内旅行に出かけた人の数は前年同期比70.83%増の延べ2億7400万人に達し、比較可能な統計に基づくと、2019年同期比119.09%に回復したとのことである。

2023年、中国疾病予防管理センター（CDC）は5月までには毎週、新型コロナウイルス感染症の全国発生状況を公布していた。2023年4月29日に公布された報告によると、昨年12月22日のピークの後、2023年4月20日までは陽性者数が変動して低いレベルに減少しているが、4月21日から4月27日までは感染報告者数が増加し、検査陽性率も増加傾向にある。

国家疾病管理局感染症予防管理司の劉清副司長は、メーデー連休後、全国の新型コロナウイルス流行状況はどうだったかという質問に答えた際、連休中に一部の地域で流行が少し増えたが、病院での重症患者数はどこも大きく増えておらず、全国的に大規模な流行はなかったと回答した。しかし、中国CDCは5月以降、新型コロナウイルス感染症の全国発生状況を公布していないため、公式データでこの「二陽」の全体状況を知ることは困難である。現在、病院ではRCR検査を受けること自体は可能であるものの、PCR検査や抗原検査が一般的に行われなくなったため、国内の感染実態を正確に把握することは事実上も困難ではないかと思われる。

一方、5月22日、中国工程院の院士である鍾南山氏は、ある公開フォーラムで、SEIRSモデルに基づく流行動向の予測では、中国における新型コロナウイルス感染症流行の第2波は、主にXBB変種株が原因となり、4月中旬から増加し、5月末に波が来て、感染者数が約4000万/週、6月末にピークを迎え、6500万/週となるかと述べた。

また、百度検索指数¹⁷や百度疫病検索指数¹⁸は、基本的に新型コロナウイルス感染症の流行に対する関心を反映することができ、そこから現在の流行状況を推察することもできるのではないかと考えられる。百度検索指数では、2023年4月23日に「二陽」というキーワードを収録し、メーデーから5月25日まで上昇変動し、5月25日に16,700のステージピークに達した後、下降に転じた。また、百度疫病検索指数は、4月は基本的に1000万を下回っていたが、5月から徐々に上昇し始め、5月下旬には4月の倍増の2000万を超えた。しかし、5月23日に2280万という段階のピークを迎えた後、徐々に下がり始め、ここ数日は1600万、1700万程度にとどまっている。

¹⁷ インターネットユーザーのキーワードに対する検索注目度や継続的な変化を示すもの。インターネットユーザーの百度での検索量をもとに、キーワードを統計対象として、百度ウェブ検索における各キーワードの検索頻度の重み付けを科学的に分析・算出するもの。

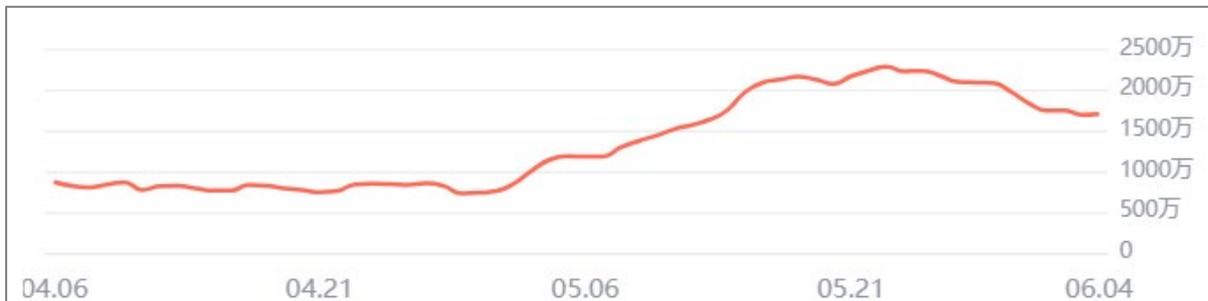
¹⁸ 地域のインターネットユーザーが百度検索を利用して、新型コロナウイルス感染症症状や疫病予防物資に対する検索注目度や需要の継続的な変化を示すもの。

一方、百度疫病検索指数は、2022年12月20日に2億9300万というピークを迎えていたので、その差は10倍以上もある。一回目の感染後、人々は未知なるものに対する不安や不確実性をほぼ解消し、コロナが人々の普段の生活や心理に与える影響もかなり薄れてきているのではないかと思う。

二陽に関する百度検索指数



百度疫病検索指数



現在、二陽に関する関心が高まっているが、ここ数日、周囲の人々のマスク着用状況を観察すると、地下鉄では相変わらずほとんどの人がマスクをしているが、オフィスビルではマスクをしていない人が著しく増え、街中でマスクをしている人はさらに著しく減少し、ざっと数えても3分の1以下になっているように見える。

二陽についてのインターネット上の議論では、初感染前のような恐怖や不安はあまり見られなくなったように感じられ、仮に予測通り6月末に二陽のピークがあったとしても、2022年度のようなコロナ抑制方針に戻ることがなく、社会への大きな影響もないはずで、コロナは、生活・仕事・心理での社会への影響はすでに大きく減少しているのではないかと多くの声もある。

一方、日中間のコロナに関連する出入国政策の変更に伴い、日中間の交流は非常に頻繁に行われるようになった。これは航空路線や航空運賃からも表れている。今年の初め、上海⇄東京の直行便エコノミークラスで往復30万円程度し、特に日系の航空会社は予約が取りにくい状態が続いていたが、現在、日中間の航空路線は大きく回復し、航空運賃も大幅に下がっている。例えば、先日、中国国際航空の上海⇄大阪の直行便エコノミークラスの販促価格は4万円前後で、現在、あるプラットフォームにおけるJAL及びANAの販促では、北京⇄東京の直行便エコノミークラスは税込み5-6万円程度で、格安航空会社の便や乗り継ぎ便の場合、さらに安いものもある。

現在、日本への入国時にPCR・抗原検査結果の提出は不要となり、中国に入る時、オンラインでの抗原検査結果の申告が必要であるが、「陰性」または「陽性」にチェックを入れるだけで、写真のアップロードも不要で、航空会社や現地でも、診断報告書又は抗原の現物をチェックすることもない。

3月上旬の日本出張の時、便数が少なく、航空運賃も高く、まだ日本入国のPCR検査が義務付けられていたため、街中に中国人観光客がほとんどいないと感じたが、5月下旬、コロナ後初の事務所行事で来日した際には、わずか2か月間程度の差であるが、ショッピングモールに中国人観光客がかなり増えていることを強く感じた。

現在、中国はまだ日本人が中国に来る際の15日間のビザ免除政策を復活させておらず、また、一部の在中国日本領事館ではシングル観光ビザの受付を再開していないようだが、コロナの影響が徐々に過去のものとなるにつれ、日中間の経済交流はより活発になっていくのではないと思われる。

執筆担当：楊利涛

IV. バックナンバー

過去 1 年間の中国最新法令情報のバックナンバーは以下のとおりです。

号数をクリックいただきますとブラウザ上で閲覧ができますので、ご参照ください。

号数	紹介法令	今月の中国関連ブログ記事/連載・コラム
2023 年 4 月号	<ul style="list-style-type: none"> 独禁法関連規定について 最高人民法院による<中華人民共和国民法典>の権利侵害責任編の適用 に関する解釈 (一) (意見募集稿) 全国の地域別最低賃金の状況 (2023 年 4 月 1 日時点) 	
2023 年 3 月号	<ul style="list-style-type: none"> 立法法 (2023 年改正) 個人情報越境移転標準契約の主な内容 「職場における女性従業員特殊労働保護制度 (参考手引書)」及び「職場におけるセクシャルハラスメント防止の制度 (参考手引書)」の発行に関する通知 	<ul style="list-style-type: none"> 侵害訴訟中に訂正された請求項の扱い及び公然実施に基づく従来技術の抗弁に関する事例
2023 年 2 月号	<ul style="list-style-type: none"> 外商投資研究開発センターの設立をより一層奨励する若干措置の通知 2022 年度全国法院十大商事案件 	<ul style="list-style-type: none"> 商標法改正草案 (意見募集稿) 2022 年の知的財産権取得状況 (速報) 信頼できないエンティティリスト組み入れによる対抗措置事例 個人情報越境移転標準契約 (中国版 SCC) の正式公布~重要ポイントと実務対応~
2023 年 1 月号	<ul style="list-style-type: none"> 「対外貿易法 (2022 年改正法)」 「会社法 (改正草案第二次審議稿)」 「商標法改正草案 (意見募集稿)」 	

2022年12月号	<ul style="list-style-type: none"> 「最高人民法院による涉外民事事件の管轄に関する若干問題の規定」 「中華人民共和国反不正競争法（改正草案意見募集稿）」 	
2022年11月号	<ul style="list-style-type: none"> 「国家市場監督管理総局及び国家インターネット弁公室による個人情報保護認証の実施に関する公告」 「独占行為に起因する民事紛争事件の審理における法律適用の若干問題に関する最高人民法院の規定（意見募集稿）」 	
2022年10月号	<ul style="list-style-type: none"> 「インターネット情報部門による行政執行手続規定（意見募集稿）」 「ネットワークデータ分類・分級要求（意見募集稿）」 「中国共産党第二十回全国代表大会での報告について」 	
2022年9月号	<ul style="list-style-type: none"> 「電気通信オンライン詐欺防止法」 「『サイバーセキュリティ法』の改正に関する決定（意見募集稿）」 「北京市ビジネス経営環境整備条例」 「上海市人工知能産業発展促進条例」 	
2022年8月号	<ul style="list-style-type: none"> 「自動運転車運輸安全サービスガイドライン（試行）（意見募集稿）」 「杭州インターネット法院が個人情報保護に関する10大典型的な事件を公表」 	
速報版（2022/7/8）	個人情報越境提供標準契約規定（意見募集稿）	
速報版（2022/7/7）	改正独占禁止法	
2022年7月号	<ul style="list-style-type: none"> 「事業者集中案件の独占禁止審査の試験的な一部委託に関する公告」 「国務院2022年度立法計画」 	「DiDiに対する行政処分」
2022年6月号	<ul style="list-style-type: none"> 「団体商標、証明商標の管理及び保護弁法（意見募集稿）」 	

	<ul style="list-style-type: none"> 「データセキュリティ管理認証実施規則」 「公民による国家安全危害行為の通報奨励弁法」 	
2022年5月号	<ul style="list-style-type: none"> 「最高人民法院が薬品安全に関する典型的事件を公表」 「両用品目輸出管理条例（意見募集稿）」 	
速報版	サイバーセキュリティ標準実践ガイドライン-個人情報越境処理活動認証技術規範（意見募集稿）	
2022年4月号	<ul style="list-style-type: none"> 「最高人民法院による「民事訴訟法」の適用に関する解釈」の改正に関する決定 国务院の一部の行政法規の改正及び廃止に関する決定 	「最高人民法院が公表した2021年10大知財事件」
2022年3月号	<ul style="list-style-type: none"> 市場主体登記管理条例、市場主体登記管理条例実施細則 最高人民法院による「中華人民共和国民法典」総則編の適用における若干問題に関する解釈 最高人民法院による「中華人民共和国反不正競争法」の適用における若干問題に関する解釈 	

編集・発行

TMI 総合法律事務所

発行日

2023年6月6日

TMI 総合法律事務所中国プラクティスグループ

東京オフィス

〒106-6123 東京都港区六本木 6-10-1
六本木ヒルズ森タワー23階
TEL: +81-(0)3-6438-5511
E-mail: chinalaw@tmi.gr.jp



上海オフィス

〒200031 上海市徐匯区淮海中路 1045 号
淮海国際広場 2605 室
TEL: +86-(0)21-5465-2233
E-mail: shanghai@tmi.gr.jp



北京オフィス

〒100020 北京市朝陽区東三環中路 9 号
富爾大廈 3204 室
TEL: +86-(0)10-8595-1435
E-mail: beijing@tmi.gr.jp



TMI 総合法律事務所拠点一覧



オフィス

東京/名古屋/大阪/京都/神戸/福岡/上海/北京/ヤンゴン/シンガポール/ホーチミン/ハノイ/プノンペン/バンコク/シリコンバレー/ロンドン/パリ

現地デスク

フィリピン/マレーシア/インドネシア/ブラジル/メキシコ/ケニア